

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成 25 年 6 月 21 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

提出者 〒871-0006
住 所 大分県中津市大字東浜1128番地の18
氏 名 大豊道路 株式会社
代表取締役社長 大家 和
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0979-23-0539

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大豊道路 株式会社
事業場の所在地	大分県中津市大字東浜1128番地の18
計画期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	204,17万円
③従業員数	17人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>・ 道路建設工事（舗装工事） がれき類（アスファルト・コンクリート塊） →再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化</p> <p>ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、繊維くず、木くず、金属くず、廃石膏ボード →中間処理業者に委託して破碎・圧縮・選別を行い、可能なものは再資源化を行う。</p>

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-1 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（24年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	排出量	1411.89 t	2.75 t
	(これまでに実施した取組) 工法の改善・提案（舗装工事）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	排出量	1400 t	2.5 t
	(今後実施する予定の取組) 工法の改善・提案（舗装工事） 前年度排出量の維持		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類（コンクリート塊・アスファルト塊）、鉄くず、廃プラスチック類の分別実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記、及び木くず、廃石膏ボードについての分別強化。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（24年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	-t	-t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	-t	-t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施予定はないが、県指導指針に基づき、現場内での再利用を推進していきたい。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（24年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量	-t	-t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	-t	-t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	-t	-t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	-t	-t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
②計画	全処理委託量	1400 t	2.5 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	
	再生利用業者への処理委託量	1400 t	2.5 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	
(今後実施する予定の取組)				
前年度同様、委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面にて契約の実施、及び、再生利用が可能である廃棄物について、再生利用業者へ処理を委託する。				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

総括責任者	代表取締役社長 大家 和
廃棄物担当	工務部 担当者1名
役割	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物管理規定の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	・廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制・再生利用・適正処理の推進等、計画的な管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	・廃棄物処理計画の作成 ・処理業者、再生利用業者の調査・選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項

